

種きん及び種卵の配布に係る

公募説明資料

2025（令和7）年12月

独立行政法人家畜改良センター兵庫牧場

目 次

1. 公募説明書	1
2. 公募参加心得書	4
3. 誓約書	7
4. 受領書	9
5. 仕様書	10
6. 応募資料作成基準	18

公募説明書

独立行政法人家畜改良センター兵庫牧場（以下「兵庫牧場」という）が所有する種きん及び種卵の配布に係る公募の詳細は、この公募説明書によるものとする。

1 公募の期間

2026年1月1日から同年12月31日まで。

2 担当部局

住 所：〒679-4017 兵庫県たつの市揖西町土師 954-1
担 当 課：業務課 種鶏係
電 話 番 号：0791-66-0801（代表）
ファックス番号：0791-66-0803
Eメールアドレス：hyogo-haifu@nlbc.go.jp（「I」はローマ字の「エル」）

3 公募説明資料に対する質問

本公募説明資料に対する質問がある場合は、次に従い提出すること（様式は自由）。質問事項への回答は問合せの都度行う。

- (1) 受付時間：平日9時から17時まで（12時から13時の時間帯を除く）。
- (2) 提出場所：上記2担当部局あてとする。
- (3) 方 法：Eメール、郵送又はファクシミリによること。

4 事前の配布希望等の調整等

配布希望者は下記5に掲げる提案書を提出するに当たり、時間的余裕をもって事前に下記事項について担当部局にEメール又は電話により問い合わせること。

- (1) 配布希望時期（月日）
- (2) 配布希望種きん及び種卵の内容（系統、数量等）

5 提案書の提出

提案書等は、別添「独立行政法人家畜改良センター所有種きん及び種卵の配布応募資料作成基準」により作成すること。

- (1) 提出先：担当部局（上記2）
- (2) 提出期限：原則、配布希望日の2か月前
- (3) 入札の無効：別紙公募参加心得書において示した条件に違反した提案書は、無効と

する。

- (4) そ の 他：提出した提案書の内容に変更が生じた場合、又は提案を取消する場合は、配布希望日の3週間前までにその旨を担当部局に連絡すること。ただし、高病原性鳥インフルエンザ対策等やむを得ない場合、その限りではない。

6 配布対象者の決定及び通知

提案内容について、公募審査委員会により審査を行った結果、配布対象者として適当と判断された場合、兵庫牧場長はその旨を文書により当該配布希望者に通知する。

7 誓約書の提出

上記6により通知を受けた者は、誓約書（別紙1）を提出するものとする。

8 配布の方法

配布対象者は上記2担当部局と相談の上、配布方法を決定するものとする。ただし、引き渡し場所は原則兵庫牧場とするが、輸送による配布を希望する場合は、輸送に係る経費は配布対象者の負担とする。

9 代金の納付

配布対象者は、配布代金を納付期限までに指定の振込先に納付するものとする。

10 受領書の提出

種きん及び種卵を受領した者は、速やかに兵庫牧場に受領書（別紙2）を提出する（郵送等による）ものとする。

11 その他

- (1) 配布希望者は、別紙公募参加心得書の内容を遵守し、別紙誓約書及び付属書類を熟読の上参加すること。
- (2) 交付した資料の返却は、要しない。
- (3) 本件に関する照会先は、上記2の担当部局とする。
- (4) 提案書の内容について、配布対象者の選定及び契約以外に無断で使用することはない。
- (5) 提出された書類等は、一切返還しない。
- (6) 配布額が250万円（税込）を超える場合は、別途兵庫牧場と契約を締結する必要があるため、担当部局に相談すること。

(7) 兵庫牧場の適格請求書発行事業者番号は T8380005004744 であり、本件において
発行される適格請求書とは請求書と納品書の二枚をもって一つの適格請求書とする。

公募参加心得書

(応募等)

- 第1条 配布希望者は、公募に係る公示、公募説明書、誓約書、仕様書及び応募資料作成基準を熟読の上、応募しなければならない。
- 2 配布希望者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- 3 配布希望者は、応募後第1項の書類について不明を理由に異議を申し立てることができない。

(応募の方法)

- 第2条 配布希望者は、提案書を郵送により提出しなければならない。

(公正な応募の確保)

- 第3条 配布希望者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(応募の取りやめ等)

- 第4条 配布希望者が連合し又は不穏な行動をなす等の場合において、応募を公正に執行することができないと認められるときは、当該配布希望者を応募に参加させず又は応募の執行を延期し、若しくは取りやめことがある。

(応募の無効)

- 第5条 次の各号のいずれかに該当する応募は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした応募
- (2) 記名を欠く応募
- (3) 誤字、脱字及び判読不可能な文字等により意思表示が不明確である応募
- (4) 明らかに連合によると認められる応募
- (5) 牧場長又は公募審査委員の審査の結果採用されなかった応募
- (6) その他応募の条件に違反した応募

(配布対象者の決定)

- 第6条 配布対象者の決定は、公募審査委員の審査により決定するものとする。

- 2 前項の配布対象者の決定は、提案書の配布希望総数が配布可能数量に満たない場合は、

提案書の受付日時が早い順に決定し、配布可能数量を越えた時点で決定を中止する。

(配布対象者等の通知)

第7条 牧場長は、応募者に対し、公募審査委員会における審査結果について通知するものとする。

(契約を締結しない場合の違約金)

第8条 配布対象者は、契約を締結しない場合は、天災地変その他不可抗力による場合を除き、牧場長に対して違約金を支払うものとする。

2 前項の違約金は、牧場長が発行する請求書により所定の期日までに支払うものとする。

(契約を締結できない場合)

第9条 配布通知後から契約締結までの間に天災その他、配布牧場の責に帰すことのできない理由により配布不可能になり解約を申し出た場合で、配布対象者が承認したときは、配布対象者は牧場長に対して違約金の請求はできないものとする。

(契約の解除その1)

第10条 配布対象者が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告を要せず、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(契約の解除その2)

第11条 配布牧場は、配布対象者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(将来の確約)

第12条 配布対象者は、第10条の各号及び第11条の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

(反社会的勢力からの不当介入に対する警察への通報及び協力)

第13条 配布対象者は、自らが、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(契約解除で生じた損害の補償)

第14条 配布牧場は、第10条及び第11条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより配布対象者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 配布対象者は、配布牧場が第10条及び第11条の規定によりこの契約を解除した場合において、配布牧場に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(提案書に使用する言語及び通貨)

第15条 提案書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(別紙1)

誓 約 書

令和 年 月 日

独立行政法人
家畜改良センター兵庫牧場長 殿

住 所
氏 名
電話番号

令和 年 月 日付けで提案する種きん及び種卵の配布を受けるにあたっては、下記の事項を厳守することを誓約します。

記

- 1 都道府県の家畜保健衛生所の衛生指導等を受けており、都道府県から求められる報告書（飼養状況等）については滞りなく提出します。
- 2 配布を受けた種きん及び種卵（ふ化させたヒナを含む。）は、種鶏として利用します。
- 3 配布を受けた種きん及び種卵並びにそれから生産された家きん等は、提案書に記載した利用目的以外の用途に使用しません。
- 4 応募時に示された、公募参加心得書、仕様書及び応募資料作成基準、並びに提案書に記載した事項を遵守します。
- 5 輸送等に関する経費を含む請求代金を、納付期限までに指定の振込先に納付します。
- 6 納付期限までに代金を納付しないときは、その翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6%（当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合で計算した金額を貴職の請求により延滞金として納付します。ただし、納付遅延が、天災地変等やむを得ない理由による場合は免除されるよう願います。
- 7 延滞金の端数金額を計算する場合は、家畜改良センターの規程より算出された額を納付します。
- 8 種きん及び種卵を受領したときには速やかに受領書を提出します。
- 9 本配布契約において、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部について解除をされても、不服を申しません。この場合において当方が損害をこうむることがある

っても、異議は申し立てません。

- (1) 貴職の配布計画の変更により、配布が取りやめ又は延期になったとき
- (2) 天災その他、当方の責に帰すことのできない理由により解約を申し出て、貴職が承認したとき
- (3) 当方がこの契約に違反し、又は正当な理由がなく義務を履行しないと認められるとき
- (4) この契約の履行にあたり、当方又は当方の使用人等に不正の行為があったとき
- (5) 当方が破産の宣告を受けた場合又は、そのおそれがあると認められるとき
- (6) 当方から契約の解除を申し出たとき

1 0 前項第1号の配布の取りやめ又は延期による場合、又は同第2号に掲げる理由により契約を解除された場合は、違約金の納付を免除されるよう承認願います。

1 1 第9項第3号から第6号までの理由により契約を解除された場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を貴職の請求により納付いたします。

1 2 第9項第6号の当方の契約解除の申し出が、貴職の配布決定後で種きん及び種卵の受領前であった場合においては、種きん及び種卵の生産に係る損害を賠償します。

1 3 種きん及び種卵の配布にかかる輸送中の事故については、貴職に対し損害賠償の請求は行いません。

1 4 種きん及び種卵の引き取り後において、瑕疵があることを発見した場合においても、家畜改良センターに故意又は重大な過失がない限り、契約金額の減免若しくは損害賠償の請求、又は契約の解除を行いません。

1 5 種きん及び種卵について、衛生検査証明書に記載する疾患及び衛生検査証明書に記載する疾患以外の疾患等が、本契約による引き渡し時以降に発生又は発見された場合においても、家畜改良センターに故意又は重大な過失がない限り、瑕疵担保責任その他何らの名目をもって損害賠償の請求をしません。

1 6 次のことを確約します。

- (1) 自ら（法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用して、この契約を締結するものないこと。
- (3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

(別紙2)

受 領 書

令和 年 月 日

独立行政法人
家畜改良センター兵庫牧場長 殿

住 所

氏 名

下記のとおり、令和 年 月 日付け 第 号配布通知書に基づき受領しました。

1. 種類、品種及び数量

種 類	品 種 (系 統)	性 別	数 量	摘 要

2. 受領年月日 令和 年 月 日

仕 様 書

1 件名

独立行政法人家畜改良センター兵庫牧場所有種きん及び種卵の配布

2 事業方針

独立行政法人家畜改良センター兵庫牧場（以下「兵庫牧場」という。）で行う業務は、消費者、流通業者及び生産者におけるニーズを踏まえつつ、農政の基本方針である「食料・農業・農村基本計画」並びに「家畜改良増殖目標」の達成に資するとともに、国民に対する安全で信頼される畜産物の安定供給や国内畜産の振興に貢献するものでなければなりません。

このため、兵庫牧場では、国産鶏の増殖、普及拡大を図るため、兵庫牧場所有の種きん及び種卵を利用した国産鶏の改良及び増殖並びに飼養管理の改善に資することを目的として有償配布を行います。

3 公募対象種きん及び種卵

（1）公募対象種きん及び種卵は以下のとおり。

ア 配布対象者

以下の全ての事項を満たす者。

- (1) 前記の事業方針（肉用鶏の育種・改良・増殖）に資する者。
- (2) 一度の購入が1系統当たり種卵50個以上、初生すう20羽以上（雄のみの場合は1系統当たり10羽以上）、中すう・大すう・成鶏が7羽以上であること。
- (3) 都道府県の家畜保健衛生所の衛生指導等を受けている者

なお、教育・福祉機関が実施する調査研究又は教育目的の材料提供については、別途審査の上、売扱を行いますので、お問い合わせください。

イ 品種及び系統コード（[]内の数字が系統コード）

白色コーニッシュ[61]、赤色コーニッシュ[57]、白色プリマスロック[30、981、13、1330]、軍鶏（赤筐）[831]、大型軍鶏[833]、合成軍鶏（龍軍鶏ごろう）[834]、名古屋[87]

ウ 配布可能数量については、担当者に問い合わせてください。また、配布数量については、配布希望者が多い場合等、希望に応えることができない場合がありますので、予めご了承ください。

エ 配布基準価格

令和8年の種類・配布基準価格は下表のとおりです。

表 種類、配布基準価格

(単位：円／羽、円／個)

種類	雄	雌	備考
成 鶏 55週齢以降	2,336	2,323	379日齢以降
成 鶏	5,333	5,052	378日齢以内
大すう 20週齢以内	2,730	2,371	140日齢以内
中すう 10週齢以内	1,811	1,586	70日齢以内
初生すう	840	672	
種卵	152		

注1) 1個、1羽当たりの価格(税抜)。

注2) 配布時期は、(3)を参照。

注3) 上記価格以外に、包装資材の経費及び消費税が必要となります。

注4) 輸送を委託する場合には、輸送経費が別途必要となります。

輸送費については、原則着払いです。

(2) 配布牧場の住所

郵便番号：679-4017

住所：兵庫県たつの市揖西町土師 954-1

(3) 配布可能時期

○…配布可能、△…要相談、×…配布不可

数量については鶏の産卵状況が変化するため、事前に担当部局にお問い合わせください。

また、この表は目安になりますので実際の配布状況と異なる場合がございます。ご了承ください。

ア 種卵

品種	系統コード	1月	2月	3月	4月	5月	6月	10月	11月	12月	備考
白色コーニッシュ	61	×	×	△	△	△	○	△	○	○	※3
赤色コーニッシュ	57	△	△	○	△	×	×	×	○	△	※1
白色 プリマスロック	30	△	△	○	○	×	×	○	△	△	顯性白 ※1
	981	△	△	○	○	×	×	△	○	△	潜性白 ※1
	13	△	×	○	○	×	×	×	○	△	潜性白 ※1
	1330	△	○	△	△	×	△	×	×	△	潜性白 ※3
軍鶏（赤笠）	831	△	△	△	×	×	×	×	×	△	※2
大型軍鶏	833	○	○	○	○	○	△	×	○	○	
合成軍鶏	834	△	△	△	△	△	△	×	×	△	※2
名古屋	87	△	△	○	△	×	×	×	×	△	※2

(単位：個)

※1：12月上旬～12月中旬は配布不可。

※2：2月中旬～2月下旬は配布不可。

※3：3月上旬～3月中旬は配布不可。

イ 初生すう

品種	系統コード	4月8日	5月27日	6月17日	備考
白色コーニッシュ	61	△	×	×	
赤色コーニッシュ	57	×	○	×	
白色 プリマスロック	30	△	○	△	顯性白
	981	△	○	×	潜性白
	13	△	△	×	潜性白
	1330	○	△	△	潜性白
軍鶏（赤筐）	831	○	×	×	
大型軍鶏	833	○	△	△	
合成軍鶏	834	○	×	×	
名古屋	87	○	×	×	

(単位: 羽/片性)

ウ 中すう

品種	系統コード	性	4月下旬～ 5月上旬	5月中下旬	備考
赤色 コーニッシュ	57	♂	×	○	
		♀	○	○	
白色 プリマスロック タ	30	♂	×	○	顯性白
		♀	○	○	
	981	♂	○	×	潜性白
		♀	○	○	
	13	♂	○	×	潜性白
		♀	○	○	

(単位:羽)

品種	系統コード	性	7月下旬～ 8月上旬	8月中下旬	備考
白色 プリマスロック	1330	♂	△	×	潜性白
		♀	△	△	
合成軍鶏	834	♂	△	×	
		♀	△	×	
大型軍鶏	833	♂	△	×	
		♀	△	△	
白色 コーニッシュ	61	♂	△	×	
		♀	△	△	

工 大すう

品種	系統コード	性	7月 中下旬	8月 上中旬	備考
赤色 コーニッシュ	57	♂	△	×	
		♀	×	△	
白色 プリマスロック	30	♂	△	×	顯性白
		♀	×	△	
	981	♂	△	×	潜性白
		♀	×	△	
	13	♂	△	×	潜性白
		♀	×	△	

(単位:羽)

品種	系統コード	性	10月 上中旬	11月上旬	備考
白色 プリマスロック	1330	♂	△	×	
		♀	△	△	潜性白
合成軍鶏	834	♂	△	×	
		♀	△	×	
白色 コーニッシュ	61	♂	△	×	
		♀	△	△	

※夏季における配布を希望する場合は、輸送時の死亡等に留意する必要があります。

才 成鶏

品種	系統コード	性	12月中旬	備考
赤色 コーニッシュ	57	♂	○	
白色 プリマスロック	30	♀	○	顯性白
		♂	○	
	981	♀	○	潜性白
		♂	○	
	13	♀	○	潜性白
		♂	○	

品種	系統コード	性	2月中下旬	備考
白色 プリマスロック	1330	♂	○	
		♀	○	潜性白
軍鶏（赤筐）	831	♂	○	
		♀	○	
合成軍鶏	834	♂	○	
		♀	○	
名古屋	87	♂	○	
		♀	○	
大型軍鶏	833	♂	○	
		♀	○	
白色 コーニッシュ	61	♂	○	
		♀	○	

(単位:羽)

力 成鶏（55週齢以降）

品種	系統コード	性	5月上旬～ 5月下旬	備考
赤色コーニッシュ	57	♂	○	
		♀	○	
白色 プリマスロック	981	♂	○	潜性白
		♀	○	
	13	♂	○	潜性白
		♀	○	
	1330	♂	○	潜性白
		♀	○	
軍鶏（赤笹）	831	♂	△	
		♀	○	
大型軍鶏	833	♂	○	
		♀	○	
合成軍鶏	834	♂	△	
		♀	○	
名古屋	87	♂	△	
		♀	○	

(単位：羽)

4 提案内容

- (1) 配布希望者は別添の様式に従い、提案書を作成し提出すること。
- (2) その他の事項
 - ① 本件内容の問合せ先、担当者名を記載してください。
 - ② 審査過程において、提案書の内容について説明を求める場合があります。必要となった場合は、連絡します。

独立行政法人家畜改良センター兵庫牧場所有
種きん及び種卵の配布

応募資料作成基準

令和7年12月
独立行政法人家畜改良センター兵庫牧場

本書は、独立行政法人家畜改良センター参加者の有無を確認する公募取扱要領に基づき、独立行政法人家畜改良センター兵庫牧場所有種きん及び種卵の配布に係る応募資料作成基準を取りまとめたものである。

第1章 牧場長が配布希望者に提示する資料及び配布希望者が提出すべき資料

牧場長は、配布希望者に以下の表1に示す資料を提示する。配布希望者は、それを受け、以下の表2に示す資料を作成し、牧場長に提出する。

[表1 牧場長が、配布希望者に提示する資料]

資料名称	資料内容
① 公募参加心得書	・公募に関する注意事項。
② 訪約書	・配布の条件である訪約内容。
③ 仕様書	・兵庫牧場所有種きん及び種卵の有償配布に係る仕様（事業の実施方針等）。
④ 応募資料作成基準 (本書)	・提案書に記載すべき項目の概要や提案書の様式等。

[表2 牧場長に提出する資料]

資料名称	資料内容
① 提案書	・仕様書に記述された提案内容について、どのように実現するかを説明したもの。 ・第3章の提案書様式に沿って記載されたもの。

第2章 提案書の構成及び作成要領

2. 1 提案書の構成及び記述事項

提案書は、表3の項番、項目内容に従い、提案内容に則して具体的に記載すること。

[表3 提案書目次]

提案書 目次項番	項目
1	提案内容
2	配布希望時期
3	飼育（利用）場所
4	受取方法
5	その他

2. 2 提案書様式

- ① 提案書は第3章「提案書様式」を参考にして作成すること。
- ② 提案書はA4判にて、1部提出すること。

2. 3 留意事項

- ① 配布希望者は提案の際、提案内容についてより具体的、客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提案書に含めることができる（その際、提案書本文と添付資料が対応するように作成すること）。
- ② 上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書でない場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明を求める場合がある。

第3章 提案書様式

3. 1 提案書様式を使用するに当たっての留意事項

提案書様式では、提案書に含めるべき記述内容を示している。配布希望者は、提案書様式を参考に提案書を作成すること。

3. 2 提案書様式

具体的な提案書様式の内容は、別紙を参照すること。

独立行政法人

家畜改良センター兵庫牧場長 殿

令和 年 月 日

住 所 〒

電話番号

FAX番号

氏 名

提 案 書

下記の種類、品種の配布を受けたいので、独立行政法人家畜改良センター兵庫牧場所有種きん及び種卵の配布応募資料作成基準に従い提案します。

記

1. 提案内容

①種類、品種及び数量

種類	品種(系統)	性別	数量	摘要

②提案理由（利用目的等）

※具体的に記載すること

2. 配布希望日（発送日）【 】

3. 飼育（利用）場所

①住 所 【 _____ 】

②施設名 【 _____ 】

③担当家保 【 _____ 家畜保健衛生所 】

4. 受取方法

ア) 兵庫牧場において受取り（種卵、初生すう、中すう、大すう、成鶏）

イ) 輸送業者を介して受取り（種卵のみ。ただし、輸送については兵庫牧場に下記の手配を依頼）

i) _____ 運輸・____ 払い（ヤマト運輸または西濃運輸）

ii) 輸送先 【 提案者住所 ・ 飼育場所 ・ _____ 支店 / 営業所 止め 】

ウ) その他（具体的に記述）【 _____ 】

5. その他

- ①コマーシャル鶏（ヒナ等）の年間出荷羽数 【 _____ 羽】
- ②見積書 【 要 ・ 不要 】
- ③連絡事項（担当者名、緊急時等や輸送業者が確実に連絡できる連絡先）